

平成31年1月4日設定

東村山市立社会福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 東村山市立社会福祉センターの指定管理者について、東村山市立社会福祉センター条例（昭和52年東村山市条例第6号）第17条に規定する指定に係る選定を行うため、東村山市立社会福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の評価及び審査に関すること。
- (2) その他指定管理者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

委員長 副市長

副委員長 健康福祉部長

委員 健康福祉部次長、経営政策部次長（総合調整担当）、学識経験者、財務に関する有識者

- 2 前項の規定に関わらず、審査対象団体等と利害関係その他特別な関係を有すると認める者については、選定委員会の委員となることはできない。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、東村山市立社会福祉センターの指定管理者の指定に係る議会の議決を受けるまでとする。

(謝礼)

第8条 指定管理者候補者選定委員会に出席した委員に対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(適用)

第11条 この要領は、平成31年1月4日から適用する。

(施行及び廃止日)

第12条 この要領は、制定された日から施行し、議会において指定管理者の指定の議決を受けた日を以て廃止とする。